

市第91号議案

横浜市診療所における専属の薬剤師の配置の基準に関する
条例の全部改正

横浜市病院及び診療所における専属の薬剤師の配置等の基準に関する
条例を次のように定める。

平成27年12月4日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市病院及び診療所における専属の薬剤師の配置等の
基準に関する条例

横浜市診療所における専属の薬剤師の配置の基準に関する条例（
平成24年12月横浜市条例第82号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき病院及び診療所における専属の薬剤師の配置に関する基準を定めるとともに、法第21条第1項第1号及び第12号の規定に基づき病院における人員及び施設に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

（専属の薬剤師の配置に関する基準）

第3条 法第18条の規定により、病院又は医師が常時3人以上勤務する診療所には、専属の薬剤師を置かなければならない。

（病院の人員に関する基準）

第4条 法第21条第1項第1号の規定により、病院に置くべき従業

者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 薬剤師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を 150 をもって除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を 70 をもって除した数と、外来患者に係る取扱処方箋の数を 75 をもって除した数とを加えた数（その数が 1 に満たないときは 1 とし、その数に 1 に満たない端数が生じたときは、その端数は 1 として計算する。）
 - (2) 看護師及び准看護師 療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を 4 をもって除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を 3 をもって除した数とを加えた数（その数が 1 に満たないときは 1 とし、その数に 1 に満たない端数が生じたときは、その端数は 1 として計算する。）に、外来患者の数が 30 又はその端数を増すごとに 1 を加えた数。ただし、産婦人科又は産科にあつてはそのうちの適當数を助産師とするものとし、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科^{くわう}にあつてはそのうちの適當数を歯科衛生士とすることができる。
 - (3) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が 4 又はその端数を増すごとに 1
 - (4) 栄養士 病床数が 100 床以上の病院にあつては、 1
 - (5) 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実情に応じた適當数
 - (6) 理学療法士及び作業療法士 療養病床を有する病院にあつては、病院の実情に応じた適當数
- 2 前項の入院患者、外来患者及び取扱処方箋の数は、前年度の平

均値を用いるものとする。ただし、新たに開設し、又は再開する場合は、推定数によるものとする。

(病院の施設に関する基準)

第 5 条 法第 21 条第 1 項第 12 号に規定する条例で定める施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第 15 条の 2 の規定による繊維製品の滅菌又は消毒の業務の委託を行わない病院にあつては、消毒施設
- (2) 法第 15 条の 2 の規定による寝具類の洗濯の業務の委託を行わない病院にあつては、洗濯施設
- (3) 療養病床を有する病院にあつては、談話室
- (4) 療養病床を有する病院にあつては、食堂
- (5) 療養病床を有する病院にあつては、浴室

2 前項第 1 号及び第 3 号から第 5 号までに掲げる施設は、次の基準を満たさなければならない。

- (1) 消毒施設 蒸気、ガス若しくは薬品を用い、又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものとする。
- (2) 談話室 療養病床の入院患者同士又は入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。
- (3) 食堂 内法による測定で、療養病床の入院患者 1 人につき 1 平方メートル以上の広さを有すること。
- (4) 浴室 身体の不自由な者の入浴に適したものとする。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成24年6月30日までに医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。）第53条の規定により同条に規定する特定介護療養型医療施設又は特定病院であることの届出をした病院の看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数に係るこの条例による改正後の横浜市病院及び診療所における専属の薬剤師の配置等の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項第2号及び第3号の規定の適用については、この条例の施行の日から平成30年3月31日までの間は、同項第2号中「療養病床」とあるのは「療養病床に係る病室の入院患者の数を6をもって除した数と」と、同項第3号中「4」とあるのは「6」とする。
- 3 精神病床を有する病院（省令第43条の2に規定するものを除く。）の看護師及び准看護師の員数に係る新条例第4条第1項第2号の規定の適用については、当分の間、同号ただし書中「歯科衛生士」とあるのは、「歯科衛生士と、精神病床にあつては精神病床に係る病室の入院患者の数を5をもって除した数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）を精神病床に係る病室の入院患者の数を4をもって除した数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）から減じた数を看護補助者」とする。
- 4 医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年改正省令」という。）附則第3条に規

定する既存病院建物内に旧療養型病床群を有する病院であって、平成13年改正省令第8条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第35号）附則第8条の規定の適用によりなお効力を有することとされている同令第3条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年厚生省令第3号）附則第6条の規定の適用を受けているもの（平成13年改正省令の施行後に新築され、増築され、又は全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。）のうち、新条例第5条第1項第3号から第5号までに掲げる施設を有しない病院については、同条の規定は適用しない。

提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に伴い、病院における専属の薬剤師の配置に関する基準等を定めるため、横浜市診療所における専属の薬剤師の配置の基準に関する条例の全部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市診療所における専属の薬剤師の配置の基準に関する条例（現行）

（趣旨）

第1条 この条例は、医療法（昭和23年法律第205号）第18条の規定に基づき、診療所（同法第1条の5第2項に規定する診療所をいう。次条において同じ。）における専属の薬剤師の配置に関する基準を定めるものとする。

（専属の薬剤師の配置に関する基準）

第2条 医師が常時3人以上勤務する診療所には、専属の薬剤師を置かなければならない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

医療法（抜粋）

第18条 病院又は診療所にあつては、開設者は、厚生労働省令で定める基準に従い都道府県（診療所にあつては、その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市又は特別区）の条例の定めるところにより、専属の薬剤師を置かなければならない。ただし、病院又は診療所所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

第21条 病院は、厚生労働省令（第1号に掲げる従業者（医師及び歯科医師を除く。）及び第12号に掲げる施設にあつては、都道府県の条例）の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。

- (1) 当該病院の有する病床の種別に応じ、厚生労働省令で定める員数の医師及び歯科医師のほか、都道府県の条例で定める員数の看護師その他の従業者

(第2号から第11号まで省略)

- (12) その他都道府県の条例で定める施設

(第2項及び第3項省略)

第71条の3 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として、指定都市に適用があるものとする。